

# 博士論文と著作権に関する話題

福山平成大学 尾崎史郎

## 質問 1

学位論文の執筆・公表のプロセスの中で著作権法・契約的に気を付けた方が良いことを教えてください。例) 複数の発表論文をまとめて学位論文をつくる場合

## 回答

第三者が著作権を有する著作物を利用する場合は、保護期間が満了している場合又は著作権の制限規定に該当する場合を除き著作権者の許諾が必要となります。

論文作成に関係する著作権の制限規定としては、第 32 条第 1 項の引用がありますが、その他はほとんど関係ありません（第 46 条（公開の美術の著作物等の利用）のように特殊なもののみです。）。

なお、自分で作成した著作物であっても、著作権を第三者に譲渡している場合は、その第三者の許諾が必要となります。論文の場合、学会等に著作権を譲渡している場合も多いと思いますが、そのような論文をまとめて学位論文を作る場合は、譲渡先である学会の許諾が必要となります。

CCライセンスですが、これは著作物を公開する著作者が、一定の条件を守れば著作物を自由に利用してよいということを意思表示するためのツールで、4種類のマークを組み合わせた6種類のライセンスがあります。CCライセンスの付された著作物を利用する場合、各ライセンスの条件を満たしているのであれば、著作権者の許諾を得る必要はありません（条件を満たしているかどうかはよく確認してください。）。

(参考)

	表示 (BY)	作品のクレジットを表示すること (このマークは必須)
	非営利 (NC)	営利目的での利用をしないこと (別途許諾を得れば営利目的での使用も可)
	改変禁止 (ND)	元の作品を改変しないこと
	継承 (SA)	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

CCライセンスの条件を示す4種類のマーク

 表示	 表示-非営利
 表示-承継	 表示-非営利-承継
 表示-改変禁止	 表示-非営利-改変禁止

6種類の基本ライセンス

## 質問2

分野によっては著作権法上の「引用」という言葉と、分野の慣習としての「引用」の意味合いが違うことがあります。例えば、多くの分野では、先行研究(論文)に関する記述を内容を要約して行う参照も引用と呼び広く行われています。こういった行為については法の上ではどのように捉えられるのでしょうか。合法か否か、リスクはあるのかなどについて教えてください。

## 回答

要約引用ができるか否かについては説が分かれています。著作権法第43条第2号では翻訳して引用できることは認めているものの、要約(著作権法上は翻案に含まれます。)して引用することまでは認めていないため、要約引用については認められないとする学説が多数ですが、要約引用は社会的に広く行われており、忠実に要約しているのであれば認められるとする説もあります(東京地裁平成10年10月30日判決「血液型と性格事件」など)。

学術論文の場合、被引用数が多いと評価が高くなることもあり、要約引用も要約内容が適切であれば、要約したことのみをもって問題視することは現実にはほとんどないとは思いますが、リスクがないとまではいえません。

なお、先行論文で述べられている事実のみを紹介する場合(例:〇〇の有無の人各〇〇人を対象に〇年間の追跡調査を行い、〇〇について統計上の差異が認められなかったとする論文)は、単に事実を述べているだけで、著作権法上は著作物を利用しているとはいえないため、著作権法上の問題は生じないと考えられます。

### (注) 引用に関する規定

第32条第1項 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

第43条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

- 一 第30条第1項、…又は第35条 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第31条第1項第1号…、第32条、…又は第42条 翻訳
- 三 第33条の2第1項 変形又は翻案
- 四 第37条第3項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第37条の2 翻訳又は翻案

## 質問3

図表等を引用する場合の「公正な範囲内」「必然性」の解釈について教えてください。まれに付録などに図表が付いており、各図表には特にどこでも言及のないことがあります。こういった場合も引用の要件を満たすことはあり得るのでしょうか。

## 回答

引用の要件については、条文上は、①公表された著作物、②公正な慣行に合致する、③引用の目的上正当な範囲内となっていますが、判例の多く（最高裁昭和 55 年 3 月 28 日判決「パロディ・モンタージュ事件」等）は、「明瞭区別性」と「主従関係」を要件に挙げています。明瞭区別性とは引用して利用する側の著作物と引用される側の著作物とを明瞭に区別して認識できることで、主従関係とは両著作物の間に前者が主、後者が従の関係にあることが認められることが必要になります。「必然性」については、要件に含まれるとする考えと要件とはしないとする考えがあります。必然性という文言をどの程度厳格に考えるかにより判断が異なっていることも考えられますが、必要不可欠ということまでは求められないものの、両著作物の間にほとんど関係がない場合は引用とは認められないと思います。

なお、論文中に全く言及のない図表が付録に付いている場合は、著作権法上の引用を主張することは困難と思います。

## 質問 4

学術論文において同一性保持権が争点となった判例があれば教えてください。

## 回答

学生の論文を学内誌に掲載する際に送り仮名の変更、読点の切除等を行ったことが同一性保持権の侵害にあたるとした判決（東京高裁平成3年12月19日判決「法政大学懸賞論文」事件）があります。なお、学術論文ではありませんが、内容の一部を3行に要約した事案で、38行にわたる著作部分の表現形式上の本質的な特徴を感得させる性質のものではないため同一性保持権を侵害するものではないとした判決（最高裁平成10年7月17日判決「雑誌諸君」事件）もあります。

## 質問 5

他人が所有している著作権切れの資料(例えば古文書など)の画像などを利用する際は、(仁義的な部分は置いておいて,) 法的には無断で利用しても良いのでしょうか。何かリスクなどがあれば教えてください。

## 回答

著作権法の観点からは、著作権の保護期間が満了している著作物であれば、許諾なしに利用することができます。なお、資料入手等の際に何らかの約束（契約）をしている場合、その約束に反すれば契約違反となります。たとえば、古文書を写真撮影する際に、古文書の所有者と写真は〇〇にのみ使用すると約束しておきながら異なることに使用すると古文書の所有者から契約違反として訴えられる可能性があります。

## 質問 6

許諾の取り方について教えてください。例えば「学位論文に使わせてください」という事で許諾を取

った場合、そこには（原則学位論文はネット公表が義務化されている以上）ネット公表も含まれるという認識で良いでしょうか。許諾について「このあたりを明確化した方が良い」というポイントがあれば教えてください。

## **回答**

学位論文に使うことを許諾したからといって、学位論文のネット公表についても許諾したということにはならないと思われます。学位論文に使うことについて許諾を求める際に、学位論文はネット公開されることを説明した上で許諾を得るようにしてください。

## **質問7**

学位規則では、やむを得ない事由がある場合は、学位論文の要約を公表する必要があるとなっております。例えば、出版者に著作権を譲渡していて、かつ許諾が得られなかったため学位論文が公表できなかった場合、要約はどのように書けばよいでしょうか。原資料と近すぎると著作権の問題が出てくると思うのですが、どのような要約であれば著作権法に引っかからないか、何か目安や注意点があれば教えてください。

## **回答**

要約の多くは、著作権法上は翻案に該当するものと思われます。著作物を翻案したり翻案物を利用する場合は、著作権（具体的には第 27 条及び第 28 条に規定する権利）を有する者の許諾が必要になります。出版者に著作権を譲渡している際に第 27 条及び第 28 条に規定する権利も譲渡されているようであれば、翻案することについて出版者の許諾が必要となります。複製権は譲渡しているが翻案権は譲渡していない場合は出版者の許諾は必要ないこととなりますが、複製と翻案の境界は微妙なところがある（翻案したつもりであっても部分的に複製していると判断されることもあり得る）ため、トラブルを避ける意味では出版者の許諾を得る方が無難と思われます。

（注）

著作権法第 61 条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第 27 条又は第 28 条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

## **質問8**

学位取得者から届く PDF ファイルについて、学位論文の主論文だけでなく参考論文(リポジトリ登録が認められていない)がついていることがあります。このような場合、学位取得者に無断で参考論文を切除のうえ登録することは、著作権法上問題はないでしょうか。

## **回答**

参考論文は主論文とは別の著作物であり、参考論文がリポジトリに登録されないとしても、主論文を

改変したことにはならない（同一性保持権の侵害とはならない）と考えられます（当然ですが、参考論文の著作権者の許諾が得られている場合は、参考論文を登録しても著作権法上の問題は生じません。）。

#### **質問 9**

著作権を侵害していると外部から連絡があった場合、リポジトリ担当としてはどのような対応を取れば良いでしょうか。

#### **回答**

外部からの連絡にも様々なものがあるため一概にはお答えできません。権利侵害が明らかな場合は削除することになりますが、権利侵害か否か判断が付かない場合の対応については、大学として考えるしかないと思います（このことは著作権以外の権利であっても、また、リポジトリ以外のホームページについても同様と思います。）。

#### **質問 10**

リポジトリは著者に公開のプラットフォームを提供すると同時に、場合によっては著作権処理の手伝いも行っています。リポジトリ運営者はプロバイダ責任制限法（通称）など上、権利侵害の主体となる(免責が適用されない)か教えてください。

#### **回答**

リポジトリの実態を熟知しているわけではありませんので明確にお答えすることはできませんが、大学として登録しているのであれば、大学がプロバイダ責任法でいうプロバイダには該当しないと思われます。